

議 事 日 程 (第1号)

令和4年6月20日(月曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告
日程第4 令和3年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 議員派遣の件
日程第6 一般質問
日程第7 議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第35号 令和4年度東白川村一般会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第36号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第37号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第38号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第39号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第40号 財産の取得について
日程第14 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今井俊郎	副 村 長	桂川憲生
教 育 長	神戸誠	総 務 課 長	今井明德
村 民 課 長	安江修治	産 業 振 興 課 長	伊藤秀人
地 域 振 興 課 長	村雲修	建 設 環 境 課 長	安江透雄
教 育 課 長	有田尚樹	保 健 福 祉 課 長	河田孝
診 療 所 事 務 長	安江輝彦	会 計 管 理 者	今井英樹
監 査 委 員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和4年第2回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの4日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（桂川一喜君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和4年6月20日、東白川村議会議長 桂川一喜様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく安保泰男。

例月出納検査結果報告。

令和4年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和4年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和4年3月23日、4月22日及び5月27日。

3. 検査の結果 令和4年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算の執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（桂川一喜君）

監査委員の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和3年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（桂川一喜君）

日程第4、令和3年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

令和4年6月20日、東白川村議会議長 桂川一喜様。東白川村長。

令和3年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費について議決をいただいているところですが、今回、地方自治法の規定により、改めまして財源を含めて報告させていただくものでございます。

1枚はねていただきたいと思えます。

令和3年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

2款3項、住民情報処理費、金額477万3,000円、翌年度繰越額222万8,000円、国庫支出金222万7,000円、一般財源1,000円。これにつきましては、マイナンバーカードに係る住基情報システム改修委託料の経費となります。

3款1項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、金額2,904万9,000円、翌年度繰越額506万円、国庫支出金501万円、一般財源5万円。これにつきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の経費となります。

8款2項、道路橋梁費維持事業、金額4,863万4,000円、翌年度繰越額773万円、既収入特定財源

433万円、一般財源340万円。これにつきましては、黒淵穴沢本線、日向高根線維持修繕工事の経費となります。

8款2項、防災安全交付金事業、金額7,360万4,000円、翌年度繰越額2,200万円、国庫支出金1,178万1,000円、村債620万円、一般財源401万9,000円。これにつきましては、神土角領線側溝蓋、魚戸線カラー舗装工事の経費となります。

11款2項、河川災害復旧事業、金額979万9,000円、翌年度繰越額450万円、一般財源450万円。これにつきましては、宮代地内流路復旧工事の経費となります。

計につきましては、省略をさせていただきます。

裏面を御覧ください。

簡易水道特別会計、2款1項、簡易水道建設事業、金額2,528万7,000円、翌年度繰越額59万3,000円、一般財源59万3,000円。これにつきましては、水道管移転補償工事の経費となります。

計については省略させていただきます。

令和4年6月20日提出、東白川村長。以上です。

○議長（桂川一喜君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和3年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（桂川一喜君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について、御説明をいたします。

令和4年6月20日、次のとおり議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをいたします。

シニアクラブ会長杯春季ペタンク大会、老人福祉に資する。中川原水辺公園、令和4年6月21日、安江健二議員。

根羽村立義務教育学校根羽学園視察研修、教育振興に資する。長野県根羽村、令和4年6月21日、安江真治議員。

慈光堂杯グラウンドゴルフ大会、老人福祉に資する。総合運動場、令和4年6月22日、安江健二

議員。

「日本で最も美しい村」連合総会、他市町村との交流及び議員の研さんに資する。秋田県小坂町、令和4年6月29日から7月1日、安保泰男議員。

東白川村学校保健会総会、教育振興に資する。はなのき会館、令和4年7月11日。今井美和議員。

可茂町村議会議員研修会、議会議員の研さんに資する。美濃加茂市、令和4年7月26日、議員全員。

以下は、既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思えます。

以上で、議員派遣の件の説明及び報告を終わります。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決したいと思います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（桂川一喜君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

[4番 今井美和君 一般質問]

○4番（今井美和君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問させていただきます。

1つ目の質問です。

子宮頸がんワクチンについてを質問させていただきます。

子宮頸がんの原因とされているヒトパピローマウイルスは、性的接触のある女性であれば生涯50%以上が感染するとされているウイルスです。子宮頸がんをはじめ肛門がん、膣がんなどの発生に関わっており、特に近年若い女性の子宮頸がんが増えております。

子宮頸がんワクチンは、平成25年6月から積極的な勧奨を一時的に差し控えておりましたが、令和3年11月に専門家の評価により、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、原則令和4年4月からほかの定期接種と同様に個別の勧奨を行うこととなりました。子宮頸がんワクチンは、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に接種が行われております。

1つ目の質問です。

昨年11月に専門家の評価により、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされた原則令和4年4月からほかの定期接種と同様に個別の勧奨を行うこととした専門家の見解とは何かをお伺いします。

○議長（桂川一喜君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長（河田 孝君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの接種につきましては、ただいま議員から御説明がありましたように、平成22年11月26日から平成25年3月31日に子宮頸がん等ワクチン緊急促進事業として実施をされ、平成25年4月1日からは定期接種として開始をされました。

しかしながら、スタートを切った直後から、全国で様々な副反応の症状が報告され、マスコミ等でも大きく取り上げられ報道がなされたため、国では平成25年6月14日の厚生労働省審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない。持続的な疼痛の発生頻度等が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとして、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について勧告、これは平成25年6月14日付の県発614号の第1でございますけれども、この文書として通達をされ、積極的勧奨差し控えの状態となりました。

その後、厚労省の各種審議会や調査会において、HPVワクチンの有効性及び安全性に対する評価、HPVワクチン接種後に生じた症状への対応、HPVワクチンについての情報提供の取組等について継続的に議論が行われていました。

議員御質問の令和3年11月の専門家による見解については、11月26日付の厚生労働省健康局長からの通達にその詳細がありますが、令和3年11月12日に合同開催で行われた第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全

対策部会安全対策調査会において、最新の知見、これはイギリスの研究論文によるもので、HPVワクチンの接種プログラムの導入により、イギリスの子宮頸がんの発生の減少に大きく寄与したという点や、より若い世代で打ったほうが効果的であるという結果も踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、さらに接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められた点でございます。また、HPVワクチン接種により、前がん病変が減るとともに、がんそのものを予防する効果があることも分かっています。

HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態については、引き続きHPVワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の診療実態の継続な把握や体制強化を行っていくこと。都道府県の地域の医療機関等の関係機関との連携を強化し、地域の支援体制を充実させていくこと。HPVワクチンについての情報提供を充実させていくことなどの今後の対応の方向性も踏まえつつ、当該状態を終了させることが妥当とされ、平成25年の通知はその通知の発出をもって廃止するとの通達が出されたものでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

よく分かる説明でした。

安全性のほうが副反応のリスクを上回るという見解で、今回推奨することに国が決めたということで、次の質問に移りますが、厚生労働省が積極的な推奨をするというふうに通達をしておりますが、このことにより村はどのような推奨をしていくのか伺います。

○議長（桂川一喜君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長（河田 孝君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

村では、この4月からの積極的勧奨実施を受け、4月中に対象者の方に予診票とともに案内と対象者と保護者の皆さんにHPVワクチンについて分かりやすく説明したリーフレットを送付し、個別に推奨をしております。今、手元に1部しかございませんが、このようなパンフレットを各該当者の方に送らせてもらっています。これは、国がつくったものでございます。

対象者は小学6年生から高校1年生に相当する女子で、これは接種済み者を除く者でございますが、令和4年度は32人となっております。

また、積極的勧奨を行っていなかった期間についても、令和2年10月に厚生労働省から積極的勧奨は差し控えている状態にあるが、対象者が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討・判断ができるよう、市町村は対象者等へ周知を行うことといった内容の通達がなされており、令和2年度、3年度には、（積極的な勧奨を差し控えている状況にあります）、情報共有の一つとして案内を送らせていただきます。あくまでHPVワクチン接種を勧める案内ではありませ

ん)といった内容の文書を添えて、個別に啓発を行ってきました。この結果、令和2年度接種者が1名、3年度接種者が1名ありました。

議員からは補助金の話がありましたが、他の予防接種と同様、いわゆる接種費用となるものですが、令和2年度、3年度ともに1名の方に助成をしております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

うちも子供、平成7年生まれと平成9年生まれがこのワクチンの対象になっておりまして、そのときは全く被害報告がマスコミなどで報道されていなかったのですが、ただだから打つという状態で打って、取りあえず何とも症状はなかったのがよかったのですが、今、こうやって副反応が報告されて、何も考えずに打たないという判断をされた方がたくさん見えると思うんです。そのときは打たないのが当たり前になってきて、今まで過ごしてきたわけなんですけれども、今テレビでもすごくワクチンを打ち換えられますよとか報道されているんですけれども、もう一回打ちたいと思っている方が全国的にも増えていると聞いております。定期接種、定期期間が過ぎても、公費接種というのができるのか、キャッチアップ接種についてのことなんですけど、それをもう一回教えていただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長（河田 孝君）

今井美和議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、様々な事情から子宮頸がんワクチン接種を控えられた方はたくさん見えることは想像に難くありません。今回、積極的勧奨の再開に併せ、キャッチアップ制度により、これまで積極的勧奨を控えていた時期にHPVワクチン接種を逃した方で、次の条件を満たす方は公費でワクチン接種を受けることができます。

対象となるのは平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの女性です。年齢でいうと17歳から25歳になられる方で、過去にHPVワクチンを合計3回受けていない方が該当をします。HPVワクチンにつきましては3回接種が必要となります。村の対象者数は55人の方でございます。接種可能な期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間となります。

さらに本定例会で補正をお願いしている件ですが、キャッチアップ制度対象者の中で、令和4年3月31日までに対象年齢が過ぎてしまい、例えば高校2年生になってしまったというようなケースですが、自費でHPVワクチンを接種した方は、村から接種費用の自己負担分について償還払いを行います。一応20人分の予算化ということで、今回の補正に上げさせてもらっております。

また、このキャッチアップ制度の対象年齢を超えた方については、今のところ公費で接種する制度はありません。大体診療所ですと、1回1万2,000円ぐらい。3回で3万6,000円ぐらいになるろう

かなというふうに思います。

先ほど、今回の質問の答弁でお答えしましたが、イギリスの研究発表にもあるように、このワクチンについては、より若い世代で打ったほうが効果的であるという点を重視し、国では子宮頸がん対策として、子供たちには今からできることとして、小学校6年生から高校1年相当の女子を対象に子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチンの接種を提供し、20歳からは2年に1度の検診を受けることを推奨しています。なお、20歳の方についての検診は無料となります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

キャッチアップ接種、厚生労働省のホームページにも出ておりますが、平成9年生まれから平成17年生まれの女子で、子宮頸がんのワクチン接種を定期接種されなかった方、過去に子宮頸がんワクチンの接種を合計3回受けていない方に与えられる公費で受けさせていただけるということで、とてもありがたいことなんですけれども、なかなかこれを知らない方も見えるので、啓発というか、皆さんに周知できるように心がけていただきたいと思います。

子宮頸がんは、近年20代後半から30代の発生率が増加傾向です。初期にはほとんど症状がなく、検診で早期発見すれば完治する可能性が高いです。子宮頸がんにならないために、検診とともにワクチン接種の積極的な推奨をしていただきたいと思います。

次に、不妊・不育治療の助成金について質問いたします。

村では、不妊症、不育症治療のため、助成金を出しております。この助成金は、私が議員になり、初の一般質問で必要性を訴えさせていただき、村長が実行してくれた助成金です。高額な自費での治療となるため、医師が認めた不妊治療、不育治療を受けられる方に出しております。

質問です。

今年の4月から国が不妊症治療の費用を保険適用といたしました。これにより、今まで自費であったものが保険負担で受けられます。4月から保険適用となり、村が出している助成金はどうなるのか伺います。

○議長（桂川一喜君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長（河田 孝君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

議員御指摘のように、この4月から不妊治療が保険適用をされました。これまでの助成金同様、年齢制限や回数制限などがありますが、これにより体外受精など、基本治療は全て保険適用となります。

御質問の村が出している助成金でございますが、まずこれまでも国・県が特定不妊治療事業によ

り不妊・不育治療に係る助成金がありましたが、不妊治療が保険適用されたことにより、移行期間の経過措置を除いて、助成金の制度はなくなります。

村では、今回の不妊・不育治療の3割負担の保険適用に伴い、4月1日付で東白川村不妊・不育治療医療費助成交付規則を一部改正を行い、助成の対象を医療保険の対象となる医療の自己負担分とし、引き続き助成を行っていきます。

なお、上限については、これまでどおり高度な技術を伴う生殖補助医療につきましては10万円、一般不妊治療が5万円となっています。

また、4月に配付いたしました令和4年度東白川村補助金、助成金の御案内において、4ページのナンバー14番に不妊・不育治療費の助成金についての説明がありましたが、4月からの保険適用の記述が落ちておりました。この場をお借りしておおび申し上げますとともに、何らかの形で訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

ちなみに昨年度の例を一つ言いますと、治療費が50万円かかったケースでございますが、国県の助成金は最高額が30万円ということで、20万円が自己負担分ということでございましたけれども、村の補助金、マックスで10万円お支払いをして、自己負担は10万円ということでございました。これが変更後は、保険のほうで7割は保険で持っていただけますので、35万円が保険適用になりました。残りをそこから村の補助金10万円を引きますと、個人負担が5万円になるというような計算になるかというふうに思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村の4月の補助金一覧には何も書いていなかったもので、それをちょっと訂正していただこうかなと思っていましたが、先に言っていたので、ただ、村のホームページの助成金一覧というのが、令和3年しか載ってなくて、令和4年はまだ掲載されておられません。私も1か月違うところにいたので、ずうっとインターネットを見ていたんですけども、令和4年の補助金一覧というのが更新されていなかったもので、それを今確認したいということと、ホームページのほうの不妊・不育治療の助成のほうも、全く保険適用になりましたということも書いてなかったのですが、ホームページのほうは構っていらっしゃるのか、それだけちょっとお聞きしたいんですが、補助金のほう。

○議長（桂川一喜君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今のホームページの掲載の件でございますけれども、確認、チェックが漏れておりますので、早速始めさせていただきます。以上でございます。

○4番（今井美和君）

できるだけ多くの方にこの助成金、補助金のほうは知っていただきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

今回の不妊・不育治療が保険になったんですけれども、年齢制限や回数制限は保険なのにあります。今年からスタートすることなので分かりにくいこともありますので、必要な方には十分な説明を行っていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

〔7番 樋口春市君 一般質問〕

○7番（樋口春市君）

今日は、村民の皆さんに安全な水を届ける簡易水道についてと、消火栓の維持管理についての2点について、一問一答方式にて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。

現在、村民の皆さんが何げなく使っておみえになる生活用水でございますが、簡易水道事業が始められる前までは、各家庭の生活用水は掘り井戸、山水などを利用されており、水の確保や管理、衛生面においても大変な御苦勞をされてきておりました。簡易水道事業は、村でも始まったということで、村民の皆さん方はとても安心されたものと思います。

第1水源からの簡易水道の給水を平成7年8月から一部の地域で始められ、平成10年3月には第1水源、大明神水系が完成をいたしました。この水源を利用されている地域は、大明神、黒淵、栃山、陰地、日向、曲坂の一部、平の一部、親田、中通の一部に給水されているということでございます。

また、曲坂の第2水源は、平成13年から一部の地域に給水を始め、平成16年2月には、曲坂水系が完成し、この水源を利用されている地域は、曲坂の一部、平の一部、中通の一部、大口、神付、中谷、加舎尾、西洞、五加全域でございます。

こうして、村全域に安全・安心な水の供給に現在努めていただいております、大変ありがたく思います。

そこで、1つ目の質問でございますが、既に第1水源の給水が始まり27年の歳月がたっております。ここ数年、第1水源、大明神水系の給水管での漏水が度々起きているようでございますが、水道管の経年劣化による原因なのか、大変心配をされます。漏水の原因を詳しく調べられた内容や、今後の漏水対策、水道管の耐用年数も含めて御説明をいただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

漏水の原因について、今後の漏水対策について、水道管の耐用年数も含めて説明をとの御質問ですが、最初に水道管の法定耐用年数は40年とされておりますので、最初の給水開始が平成7年ということは、令和17年が一つの目安になると思います。

本村では、今のところ法定耐用年数を経過している水道管はないということになります。

漏水の主な原因ですが、管自体の経年劣化ではないと推測しています。管の埋設時に上下に保護砂を敷くわけですが、経年により管の自重や振動などの影響で砂が分散し、下の部分の土や岩などに管がこすれて、傷がつき破損するということが主な原因となっております。

漏水箇所は、水圧の高い場所で多く発生しています。これは、水圧の高いところほど、水道管自体が動く力が大きくなるためです。漏水対策については、中央監視システムや住民の方からなどの通報により、早期発見と早期復旧に努めてはおりますが、漏水自体をなくすための対策は今のところないというのが現状です。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ただいま説明をいただき、度々起きている漏水の原因は管の経年劣化によるものではないという説明をお聞きして、少し安心をいたしました。しかし、先ほども申し上げましたように、第1水源は給水を始めて既に27年がたっておりますので、耐用年数は40年ということでございますけれども、ただいまの説明をいただいたように、経年により管の耐久性というのは著しく落ちているということで、今後さらに漏水箇所が増えてくることが予想されますので、先ほども御説明をいただいたように、中央監視システムによって、漏水の早期発見、また早期の復旧に今後努めていただく必要があるというふうに思います。

この件について、付け加えて御説明をいただけることがあれば、御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

管の経年劣化につきましては、今後当然年数が経過していきますので、それによって漏水の件数も増えていくことも予想されますので、引き続き監視と対応に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひ村民の皆さんのために、今後も安心・安全な水の供給に努めることができるように様々な工夫のほうをよろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

今後さらに年数がたつにつれて、至るところでの漏水が大変心配をされます。早期発見、早期の復旧に努めていただかなければなりません。村民の皆さんが生活をしていく上において、一番大切

な水でございますので、村民の皆さんへの給水に支障を来すことのないよう、水源地の電気計装システムの更新が終わると同時に、水道管の更新を進められる更新計画を立てられる御予定はあるのかお伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

水道管の更新計画を立てる予定はとの御質問ですが、先ほども話がありましたとおり、耐用年数からいくと、まだ13年ほどあるということになるわけですが、具体的な更新計画については、まだ決まっておりません。いつ頃までに計画を立てるか、財政的なことも踏まえ、1年にどれぐらいの費用で何年ぐらいかけて更新するかなどを含めて、今後検討していきますのでよろしくお願ひします。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

まだ更新計画を立てられる予定はないようでございますけれども、もうあと残りが早いところで13年、その後も20年弱ということでございますので、今後も村民の皆さんに安心・安全な生活用水の供給に努めていただくためには、管理体制、また計画的に機器の更新に努めていただかなければなりませんので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

最後に村長にお伺いをいたします。

全村の簡易水道の更新には多額な費用が必要になるものと思いますので、少しでも早めに更新計画を立てていただいて、国や県の支援を受け、村民の皆様の大切な生活用水の供給の維持に努めていただくことを願うものでございますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村長の考えをという御質問でございますので、この件についてお答えをさせていただきます。

樋口議員が述べられましたとおり、全村の給水管の更新には多額な費用がかかるということでございます。しかし、水の問題は人々が生活する上で欠かせないものでありまして、そういったことは十分認識をしております。

給水施設の老朽化については全国的に問題になっており、新聞あるいはその他のマスコミ等でも時々取り上げられておりますので、国や県も重大な関心を持ってこのことについては考えているという認識はしております。水道管の法定耐用年数が来る前に更新計画を立て、財源についても検討をし、現在全国簡易水道協議会に加盟し、簡易水道整備促進全国大会で力を合わせて要望活動を行

っております。

引き続き、国や県にさらなる更新費用の財政的な援助を、先ほど申しました協議会として援助をお願いしていきたいというふうに考えております。

具体的にいつ頃から更新計画を立てるのか、いつから更新工事を行うかということについては、先ほど課長が答弁したとおり、これからの検討になります。具体的に検討に入るのは、5年から10年ぐらい先というふうには思いますが、御案内のとおり、第6次総合計画を来年度からということで、今樹立をしておりますので、その中でも課題として捉えていきたいと考えております。

ちなみに、現状はどうかということを少し御報告申し上げます。

最近、3年間の漏水件数というのは16件でございました。この復旧に要した金額が総額約520万円です。3年間の総額です。1年平均で5件で170万円程度であるということになります。こういったことを考慮すると、今すぐ数億円をかけて全村の水道管の更新を緊急で行うほどの状況ではないという判断をいたしております。

水道管の漏水が中央監視システムの警報や住民の方からの通報で確認をされますと、点検委託業者や職員が現場を確認し、建設業者や水道工事店の協力の下で、昼夜を問わず早期復旧に努めておってくれます。村内では、台風被害の停電以外では、今まで長時間断水したことはございません。

また、今総合計画のお話を少ししましたが、総合計画の住民アンケートの中で満足度調査というのがございますが、この中でも、議員御指摘のとおり、村民の皆さんが正常な水の供給について、非常に満足もしておられますし、期待もされておることですので、非常に重要な事業であるというふうには考えております。

これからも村民の皆さんに安全・安心な水道水を供給できるように努めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で答弁いたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

先ほどもお話がございましたように、水道管の法定耐用年数が40年だということですので、40年を目安にいたしますと、一番最初の第1水源の一番早くに整備された箇所では、令和17年にその時期を迎える。また、最終のところでも、令和26年には更新時期を迎えるということですので、先ほどの話のように経年により管の耐久性が弱くなっている場所では、今後漏水が至る場所で起き始める可能性もございます。そうなりますと、村民の皆さん方も次は我々の地域が漏水がそろそろ起きるのではないかなというような心配な声も必ず出てまいりますので、早急にやれという意味ではございませんので、計画を順次立てていってほしいというふうをお願いしておるわけですので、再度、早急に検討をしていただけるという御返答をこの場でいただけないのか、再度村長にお伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

早急にとか早急にというお話ですが、今、あるいは今年のうちにとか、そういうお話ではないというお答えをさせていただきました。

当然、重要な課題として認識はしておるので、しかるべき時期にしかるべき計画を立てて、財源手当てもしっかりと検討して、バランスを取りながら更新計画をつくっていくと、そういう思いでおりますので、時期について今ここで明言することはできませんが、先ほども言いましたように、第6次総合計画の中では重要な課題として受け止めておりますので、総合計画の間に計画をつくるとか、あるいは工事を始めるとかということではございませんが、十分な検討をした上での計画の骨子をつくっていくという時期になるというお答えで答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひ、第6次総合計画に盛り込んでいただいて、順次計画をしていっていただけることを期待しております。

事前に村民の皆さん方に計画をお示しいただけることで、村民の皆さんも安心できるものと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、消火栓の維持についてお尋ねをいたします。

村の消火栓設備は、簡易水道の工事実施時期と同時に設置が始められ、一番早い地域は平成7年より設置が始まり、平成15年度までに村内に451か所の消火栓が整備されました。消火栓が整備されていたことで大きな火災にならず、小規模火災で済んだこともこれまで何件かあり、初期消火に大変役立っております。村民の皆さんの非常時の大切なものとなっていることは言うまでもないものと思います。今後も、村民の皆さんの非常時に機能を発揮できる消火栓であるために、幾つかお伺いをいたします。

1つ目の質問でございますけれども、現在村内に設置されている451基の消火栓は、主にどこが管理をされ、どのような日常点検を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

樋口春市議員の御質問にお答えいたします。

消火栓の維持管理について御質問いただきました。

村内に設置してあります消火栓につきましては、簡易水道の工事実施期間に順次設置しております。平成7年度から平成9年度にかけて越原全域、平地区と親田地区の一部、中通地区に設置し

ております。

次に、平成12年から平成15年度にかけては、神土地区の残りとし加地区全域に設置し、平成21年以降に8か所追加しまして、議員から御指摘いただきましたように、村全体では451基となっております。

御質問の消火栓の設置については総務課のほうで行い、点検などの管理は、各自治会の自主防災会をお願いしております。年に1回以上、総合防災訓練の折などに目視でホースや管そう、水を出すためのレバーなどがあるかについて確認することが点検になっております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

過去の点検時には、何か所かの消火栓の開閉器が非常に固くて、東白川分遣所のお手伝いをいただいて開閉されたこともございましたので、先ほども申し上げましたように、非常時にすぐを使用できるように、日常の点検、管理はとても重要だと思いますが、この点について、いかがでしょうか。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

日常の点検につきましては、議員から御指摘いただきましたように、非常に固いという話も聞いております。簡易水道に直結しました消火栓でございますので、ある程度の力で閉めるのはどうしても必要なというふうには思っておりますが、しっかり点検をするように、7月には自主防災会の会議がありますので、そちらのほうでまた点検のほうをお願いして、確認していただこうと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひ非常時のことを考えて、日常の点検に重きを置いていただけるようよろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

5年ぐらい前の防災訓練の折に消火栓を使った消火訓練で水出しを行った際に、ホースから水が漏れるといった指摘が何件かありましたが、現在はそのような指摘は地域からないのかと。これまでに使用したホース、一度も使用されていないホースであっても耐用年数に差はないのかも含めてお伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

消火栓のホースの水漏れと耐用年数について御質問いただきました。

水漏れにつきましては、昨年あった火災においても水漏れがあったと確認しております。村では、平成24年度に自主防災会と消防団に依頼しまして、ホースの水漏れ点検を行いました。それ以降は水漏れに関する点検は行っておりません。火災が発生しまして、初期消火で使用した場合に、初めて水漏れが確認されるような状況でございます。

次に、消火栓につなぐホースの耐用年数が決まっているかどうかでございますが、こちらのほうはホースは耐用年数は決まっておられません。条件がよければ20年でも使用可能と言われております。

屋内消火栓設備のホースにつきましては、10年で耐圧検査、その後3年置きに再検査といった基準はありますが、本村は屋外に設置しています消火栓直結型の消火栓につきましては、ホースには点検義務はありませんし、消防署からの指摘もありません。消火設備ではなくて、防火水利、防火水槽と同じような位置づけがされているものでございます。

また、使用したホースと一度も使っていないホースの耐用年数には差がないと思っております。ただし使用したホースは、多少傷がつかますので、劣化が早まるというふうに考えております。また、特に1回水を通したホースを乾かさずに保管した場合に傷みが早くなると聞いております。

村の方向としましては、生命・財産を守る非常に重要な設備であるが、頻繁に使うものではない。保管箱に入れておりますので、直射日光が当たりませんので、保管状況はよい。消防団が消火に使う場合と比較すると、使用する水圧が低いので、破裂等の危険は非常に低いと思っております。初期消火を行う上で、多少水が漏れても消火に対しては影響がないだろうというような点と、更新には多額の費用が必要であることから、初期導入からホースの更新は現在のところ行っておりません。

ただし、幾ら保管状況がよくても経年劣化は避けられませんので、ホースの更新については必要だという認識でおります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひ今後はホースの管理・点検に十分に御配慮いただきたいと思っております。

できれば、消火栓の脇の格納庫に現在収納されているホースは、ほとんどが二重巻きにされて保管されているものが多いと思っておりますけれども、これが島田折りにしたホースの保管方法であると、接地面も非常に少なく傷みづらいというお話も消防署のほうから以前あったような気がいたします。それこそ、安価なものではございませんので、今後よい保管方法を研究していただければというふうに思っております。

また、今特に検討されていることがあれば、またお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

先ほど申し上げましたように、役場としましてはホースの更新というのはいずれかどこかで必要であるという認識でおりますし、御指摘いただきました二重巻きではなくて島田折りでということは、平成24年のホース点検のときに皆さんにお伝えして、ホースの保管箱への保管については島田折りのほうが早く伸ばせるし、一般の方で二重巻きのホースを伸ばすのは非常に大変でございますので、扱いもいいということで推奨しまして、お願いをしておるところでございます。今後もそれを勧めてまいりたいと思っておりますので、お願いします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ただ、格納庫が今現在の格納庫ですと、3本までは島田折りでも多分入ると思いますけれども、それが5本、6本となると、現在の格納庫では非常に厳しいかなと思いますので、またその点についても研究をしていただきたいと思います。今後、また使い勝手や傷みにくい収納方法を御検討いただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、最後に、村長にお伺いをいたします。平成7年に設置された消火栓のホースは、既に27年が経過しており、非常時に機能が果たせないような状況では困りますので、順次消火栓のホースの新規更新が必要と思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口春市議員の質問にお答えをします。

先ほど総務課長がお答えをしたところの繰り返しになろうかなとも思いますが、議員御指摘のとおり、導入して27年が経過しており、経年劣化があるということは認識をしております。現在、消火栓に使うホースは、現在の価格で1本3万8,000円程度でありまして、今後も値上がりをしていくのではないかというふうにも思っております。仮にこの価格で村の消火栓のホースを全部交換いたしますと、6,000万円程度の予算が要ということになります。さらに今まで使っていたホースの処理費が余分にかかってきます。しかし、議員御指摘のとおり、必要なときに機能が果たせないようではいけませんので、また人命に関わることでございます。村では、有利な財源をこれからも確保した上で、順次更新の方向で検討をしたいと思っております。

先ほどの水道のときと同じでございますが、現在第6次総合計画を策定中でございますので、重点事項と位置づけをし、一括で更新をするか、あるいは分割して更新するか、有利な補助金や起債がないかなど、財源を含めて検討を行い更新していく方向で検討してまいりますので、よろしくお願いをします。以上で答弁とします。

〔7番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

大変高いホースでございますけれども、やはり村民の皆さんが非常時の初期消火に頼りにされるのは消火栓であろうと思います。十分に機能を果たすことができれば、消防団への負担の軽減にもつながりますので、計画的に整備を進めていっていただきたいと思います。

先ほど、第6次総合計画に盛り込んで更新を進めていっていただけるというような返答をいただきましたので、きっと村民の皆さん方も安心をしていただけるものと思います。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、集落支援機構の進め方について、数点の質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和3年10月20日開催の東白川村全員協議会において、東白川村の水稻経営課題を解決するべく、集落支援員を配置した集落支援機構が示されました。この件についてお伺いをいたします。

勉強会では、今後の事業の進め方、スケジュール案が提案をされました。今後、会議が開催され、各方面の方々の御意見等を踏まえ、目標に向かい進展することと思いますが、数点の質問をさせていただきます。

それでは第1の質問に入ります。

集落支援員とは、限界集落の目配り役として、中山間地域の集落を巡回し、各世帯の状況把握や集落の共同作業の手伝い、困り事相談など、幅広い分野で支援するものである。これは、総務省が2008年度から始めた事業で、財源は特別交付税で措置されるとありますが、今後の東白川村の集落支援員の雇用について、東白川村としてはどのような考え方をお持ちですか、これをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

安江健二議員の御質問にお答え申し上げます。

集落支援機構と集落支援員について御質問をいただきました。

集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体から委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を実施する方とされております。令和3年度の全国の実績は、専任の集落支援員が1,915人、自治

会長などの兼任が3,424人の方が活躍されています。

この事業は、御指摘いただいたとおり総務省の事業で、地方自治体に対して特別交付税による財政措置があり、支援員設置の経費、集落点検実施の経費、話し合い実施の経費、地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策に要する費用などを対象経費としまして、専任の集落支援員の場合、1人当たり430万円、兼任の場合は40万円の費用が認められております。

本村の場合、集落支援員制度の趣旨と東白川村集落支援機構設立の目的から、雇用する集落支援員につきましては、地域の実情を知り、農業や村の施策に対して知識を有し、率先して地域活動にも参加いただけるような方で、イメージとしては地域の縁の下の力持ち的な存在と考えております。

身分としましては、村のフルタイム会計年度任用職員として雇用を考えておりますが、現在制度設計中で、試験的にどこかの集落にお願いして事業実施を行い、組み立てていきたいと思っております。

また、集落支援員の採用に関しては、募集の必要があります。機構の性格から考えますと、地域おこし協力隊のような都市部からの人材よりも、村内で募集するのが望ましいと考えております。事業の鍵を握る人材ですので、十分考慮し、採用することが必要と考えておりますし、適任者を御存じであれば、ぜひ御紹介いただきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

岐阜県のデータによりますと、現在、村では、2名の者を雇っている。そして、将来的にはということをお聞きしたいんですけれども、将来的には事業に併せて何名ぐらいの雇用をされるのかということが分かればお伺いしたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

この集落支援員については任期等はありませんので、お願いできればできるだけある程度の期間をやっていただきたいなというふうに思っております。

また、会計年度任用職員でございますので、定年等はありませんので、お務めいただける限り、いい方あればお務めいただきたいと思っております。ただし、人事評価はありますので、その中で評価させていただいて、継続して雇用とかというようなことを考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第2の質問に入ります。

ここで集落営農組合の設立について、少し過去を振り返ってみたいと思います。

平成25年10月28日に集落代表者会議が役場において開催をされました。そこで、集落営農組合の設立についての説明がありました。

翌26年からは、大明神と親田が競い合いながら設立の準備に入りました。親田では、設立までの1年間に地元の会議を14回ほど開催いたし、県、村、JAの会議や研修会に5回ほど参加、また、大明神の会議には8回ほどお邪魔をいたし、勉強をさせていただきました。親田と大明神の事務局会議というものも合わせて5回ほど行き、設立までに合計32回ほどの時間を費やしております。

そして、親田は平成26年11月27日に設立総会を開催する運びとなりました。大明神は、一足早く設立総会を開催されてみえます。

以後、令和3年までに7期にわたり事業を展開してまいりましたが、その事業の効果といたしましては、第一に地域の水田を守り、荒廃をさせなかったことと私は思っております。収益はそれほど多くなく少なかったわけですが、黒字決算で翌年度に事業を継続できたことはよかったことではないかと考えます。よって、集落営農組合を立ち上げた成果は、十分にあったのではなかろうかと思えます。

新たな集落支援機構の設置につきましては、自治体が集落支援員を設置、自治体の在り方などの話合いや役割の明確化等についてとありますが、対象の集落、面積や参加される方の人数も非常に多く、これはなかなか大変なことではないかと察します。この件につきまして、今後の進め方等、村の考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

村との役割分担などについての御質問と思えます。

集落支援機構の構想でいえば、村を5つのブロックに分けて、それぞれ1人ずつ集落支援員を配置したいと思っております。

また、その集落支援機構の全体をまとめる部署としましては、主に総務課が担当し、例えば営農関係でありますとか、高齢者の見守りが必要であるという場合は、それぞれの地域の課題によっては、ほかの部署とも連携して支援を行っていきたいと思えます。

職員が支援員との話合いや業務に関する研修を行いまして、支援員の方は地域から課題や要望を聞いて村に伝えたり、実際に集落を回って気づくことなどを集落で話し合っ解決方法を検討するなど、あくまでも地域活動を支援することが基本で、実際に活動を行うのは営農組織や自治会でございしますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

大体考えは分かりましたけれども、集落というものは、なかなかこの前の検討会にも出ておりましたけれども、リーダーになってやる人が少ないということで、やはりこれは行政なり全国の事例を取り上げて、行政主体で進めていただいたほうがよろしいのではないかと私は思います。

それでは、第3の質問に入ります。集落支援員としての必須施策の実施についての質問をさせていただきます。

1つ目に地域交通の確保、2つ目に移住・定住、3つ目に特産品等地域おこし、4つ目に教育交流、5つ目に高齢者見守り、6つ目が伝統文化の承継、7つ目が集落自主活動の支援、8つ目が地域運営施設の事務局というようなことがうたっています。

以上が上げられていますが、多種多様な分野であり、地域おこし協力隊と連携をされるのか。また今言いました7番の集落自主活動支援と併用して活動をするのか。この辺りについての村の考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

制度上の基本となる施策について御質問いただきました。

議員からお示しいただいた8つの施策につきましては、総務省が必要と思われる事業として例を挙げておられるものでございます。村の集落支援機構の設立時の事業としましては、自治会と稲作の支援というところを始めて、その後地域の課題に応じて支援を展開していきたいと思っております。

御質問いただきました地域おこし協力隊等とは全く別のものというふうで考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

総務課長の答弁に今ありましたけれども、やはり事の発端は、水稻経営をどうするかということがメインに上がっておりますもんで、7番の集落の自主活動支援というものに重きを置いて、こんなにたくさんのはなかなかできかねるかなというふうに思います。そういったことで、集落支援自治活動にプラス必要な事柄を進めていただいたらどうかなというふうに思います。

それでは、第4の質問に入ります。

村の構想によりますと、東白川村を5つのブロックに分けて考えた場合、五加ブロックは9.8ヘクタール、畦畔率が29%、神土西ブロックが12.5ヘクタール、畦畔率が31%、神土東ブロックが21ヘクタール、畦畔率が33%、越原下ブロックが10.2ヘクタール、畦畔率が31%、越原上ブロックが

26.4ヘクタール、畦畔率が31%という数字が上がっています。この5つのブロックには、それぞれの地域の特徴があり、標高も200メートル台から600メートル以上と非常に高低差があり、また耕地も点在しております。田植の時期、収穫の時期も当然異なり、またそれが米の収量に及ぼす影響も少なからずというところであります。

したがいまして、今後立ち上げの検討をされる過程で、それぞれのブロックで営農組合をつくった場合の経営試算表を作成して示すべきではないでしょうかということを質問します。

これはなぜかという、多量の米を販売だけでさばくのか、あるいは縁故米にするのか、あるいは飼料米にするのか、あるいは加工米にするのか、そのほかの方法があるのか、それによってかなり費用も変わってくると思います。そういったことで、費用対効果等を考えて、まずこの集落は何をやるかということ念頭において、試算表をつくってまず示すべきではないかと思ひます。この件についてお伺ひいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答えいたします。

設立時の集落支援機構につきましては、稲作支援、水稻支援が構想に入っております。この点は、地域ごとに支援に関してどの程度の経費が必要かということは試算が必要だと思っておりますし、地域で主体となる営農組織と一緒に試算をつくっていく必要はあると思ひます。

また、機構の全体維持管理費用につきましても村の予算を伴いますので、必ず試算が必要で、支援の内容によっては作業料金が発生することも想定されますので、その考え方については試算が必要と思っております。

集落支援機構につきましては、稲作の経営は行いません。経営に関する試算につきましては、それぞれの営農組織が行われることとなりますので、どこに何を売るかというような想定はそれぞれの今までの集落組織、それから営農組織、個々の農家の方が考えていただくことであると思ひます。あくまでも集落支援機構は支援を行うというような立場で進めてまいりたいと思ひます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

総務課長のお答えでしたが、やはり集落営農組合というのをつくった場合に、その集落機構がやっつけられるのかやっつけられないのか。経営上成り立つのかということが一番大きいことであろうと思ひます。つくことはできると思ひます。だから、最終的な詰めでこれぐらいでできますよというところまでしっかり試算をしてゴールを出さないと、なかなか難しいんじゃないかと思ひます。

それでは、第5の質問に入ります。

加入に関しての最も大きな関門になるのは、人口の減少ではないかと考えます。岐阜県の人口推計結果によりますと、約30年後の2050年には137万人に減少、約50年後の2070年には97万人に岐阜県の人口はなると言われています。我々が若かった頃、県民200万人ということがかつて言われた時代がありましたがその当時の約半分になるということでございます。

我が東白川村の人口推計を見ますと、これは2018年3月に示されたものですが、2030年には1,614人、2040年には1,234人、2045年には1,089人ということで、およそ1,000人を切るという予想をされております。人口は年々減っていくが、耕地はそのままであり、少ない人数で先祖伝来の土地を守っていくというのは、なかなか大変なことであろうと思います。

無論、水稻の栽培方法や技術も年々変わり、スマート農業時代がやってくることも十分に考えられます。人口減少の中にあっても希望が持てる点は、65歳以上の人口に大きな厚みがある構造に変化をしていくと予想をされています。いわゆる75歳をピークとした人たちが多いということです。

そのことにより、定年退職された方々に農業に携わっていただける機会が非常に増えるのではないかと考えます。これは、楽観的な見方かもしれませんが、希望のともしびではないでしょうか。

その他もろもろの事由により、全戸加入はなかなか難しいのではないかと思われますが、この点につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答えいたします。

集落支援機構の構想では、大きな営農組織をつくって、それに全戸加入するようなことは想定しておりません。まずは、水稻栽培の受皿としまして、希望者に対しまして必要な支援を行うという構想でございます。

議員から御指摘いただきましたように、農家の方はそれぞれにこだわりを持って取り組んでおられることがありますので、支援は希望する農家や集落営農組合の組織に行うこととなります。また、機構の事業につきましては、営農支援だけではなくて、自治会や協定集落の事業の支援といったこともありますので、最初に申しあげましたように、事業の鍵は人材だと思っておりますので、人材発掘、人材育成を行い、条件が整った地域から順次支援を進めていくというような方向で考えております。

ただし、来年度から一気にこれを全庁的に進めるといったところまでは考えておりませんのでお願いいたします。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。そういったことで進められるということで認識をしておきます。

それでは、第6の質問に入ります。

今年の田植も無事に終了し、苗も現在は順調な生育をしております。みのりの郷が田植作業を行った面積が東白川村全体で50.3ヘクタール、戸数が264戸、筆数が630ということでありました。このうちで、親田集落営農組合は5.4ヘクタール、29戸、62筆、西洞集落営農組合が3.55ヘクタール、16戸、36筆、大明神集落営農組合は10.17ヘクタール、45戸、108筆でした。この3つの集落営農組合の水稲作付面積は合計で19.18ヘクタールであり、全体の作付面積の38.1%に当たります。このほかに個人で田植等の作業をしてみえる方もお見えになりますが、この3組合で東白川村の約40%の水田の維持管理をしていることとなります。今後、集落支援機構を進めるに当たって、現在活動を進めてみえる3組合との調整について、村としてはどのようなお考えをお持ちか伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

現在ある集落営農組合との調整について御質問いただきました。

現在ある親田、大明神、西洞の各集落営農組合との調整に関しましては、組合の運営や栽培については今までどおり集落営農組合で担っていただきます。それぞれの組合を核としまして、これまでのノウハウを生かして集落営農組合が拡大していくようなイメージでおります。機構は、その拡大する集落営農組合を支援していくというようなイメージでございます。

ただし、どこかで新しく集落営農組合を立ち上げたいというような地域が現れましたら、そこに関しましては、担当します産業振興課と連携して支援していくことは必要だと思っております。

そんなふうで、集落支援機構はあくまで支援する団体というふうで活動してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

私、親田の集落営農組合なんですけれども、立ち上げから関わっておりますけれども、当時70歳の方が今年で9年目の事業年度になりますので、約80歳ということでもあります。80歳の方が一番めで、7割ぐらいの方が集落の中心となってやっております。あと10年たつと90歳近くになるということで、果たしてどうかなという懸念も持っておりますが、今のところはいいですけれども、やはり将来的な構想に向かって、現在のままではいけないということで、新たな挑戦をしていかなければならないかなということは思っております。

それでは、集落支援機構が軌道に乗り、その力が十分に発揮できることを祈り、私の質問を終わ

ります。ありがとうございました。

○議長（桂川一喜君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。会議の再開は、会議の準備が整い次第再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前11時05分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続いて会議を再開します。

◎議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第7、議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年6月20日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村税条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村の税条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、地方税法の改正に伴うもので、各種税証明の交付に関する記載事項の規定の整備、所得割の課税表示に係る確定申告の記載によって適用する規定の整備、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務の規定、住宅借入金等特例税額控除の延長見直しのほか、その他法改正に伴います条、項のずれを改正するものとなっており、既存条例と整合を図るため、第1条から第2条までの改正となっております。

では、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右側が現在の条例、左側が改正案となっております。

第1条による改正について説明します。

（納税証明書の交付手数料）第11条の4第1項は、法改正に伴いまして、証明書に関して新たに記載事項の規定を整備するものでございます。

（所得割の課税標準）第26条第4項から次の2ページまでの第6項は、総合課税または分離課税を確定申告の記載によってのみ適用する規定の整備になります。

3ページをお願いいたします。

(寄附金税額控除) 第26条の8第1項第1号の項は、寄付金控除の経過措置の終了に伴う改正になっております。

それでは、4ページの中ほどでございます。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の10第1項及び第2項は、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告の記載によって行う規定を整備するものでございます。

それでは、5ページの上段をお願いします。

(村民税の申告) 第28条の2第1項は、公的年金等受給者の村民税申告義務に係る規定を整備し、村の税条例と整合を図る改正になっております。

6ページの中ほどでございますが、第28条の3第2項につきましては、用語の改正によるものでございます。

次に、7ページの上段をお願いいたします。

(個人の村民税に係る給与所得の扶養親族等申告書) 第28条の3の2第1項第2号は、給与所得の扶養親族等申告書について、記載事項2、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を新たに規定し、改正するものでございます。

7ページの下段のところでは、(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第28条の3の3第1項は、次の8ページを御覧いただきますと、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について、提出の義務を規定し、第2号を第3号に、第3号を第4号にそれぞれ繰り下げて、第2号に新たに記載事項に配偶者氏名を規定する改正になります。

それでは、9ページの上段をお願いいたします。

(法人の村民税申告納付) 第32条の6第9項及び第15項は、法改正に伴う各項のずれによる規定を整備し、整合を図る改正になります。

10ページの上段のほうをお願いします。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第52条の2及び(固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第52条の3は、法改正によりまして納税証明書の交付手数料と同じように、証明書に関して新たな記載事項の規定を整備されるものでございます。

10ページの最下段になります。

附則(個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除) 第5条の6には、11ページにまたがりまして、住宅借入金等特別税額控除期間の延長による規定の整備になります。

11ページの中ほどになります。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例) 第7条の4第3項は、法改正による各項のずれによる規定の整備になります。

それでは、12ページの上段になります。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)ということで、第7条の6の2第3項から14ページのほうまでまたがりますが、第24項までは法改正によります各項のずれによる規定の整備となっております。

さらに第24項では、課税の特例措置の割合をゼロから3分の1に改正され、第25項を第26項に、第26項を第27項にそれぞれ繰り下げて第26項に新たに4分の3の割合を規定する改正になります。

14のページの下段になります。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)第7条の8第9項から16ページの上段になりますけれども、第11項第6号までは、省エネ基準に適合する改修工事を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置に伴い、下線にございますそれぞれ用語を改正するものでございます。

16ページの上段になります。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)第9条は、固定資産税の課税標準額5%を令和4年度に限り2.5%とする改正になります。

17ページの上段でございます。

(上場株式等に係る配当所得額に係る村民税の課税の特例)第13条の3第2項は、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する規定になっておりまして、必要な改正を行い、整合を図るものでございます。

18ページ上段、(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)第16条の2第4項は、外国居住者などの所得に対する申告方式の選択に係る規定の整備となりまして、それに伴い第1号及び第2号を削除する規定の整備になります。

19ページの上段になります。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)第16条の3第4項は、所得税法、法人税法、地方税法等の各種税法の改正に伴いまして、申告方針の選択に係る規定の整備になります。

20ページの中段、中ほどになりますけれども、第6項につきましては、下線の部分、法改正に伴いまして、それぞれ用語の改正になっております。

続きまして、第2条の改正でございます。

引き続き新旧対照表の21ページを御覧ください。

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告)第28条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告者の改正に伴う規定の整備になります。

附則第2条第4項は、これも法改正に伴いまして(村民税に関する経過措置)の規定の整備になります。

それでは、本文のほうにお戻りください。

6ページの下段のところにあります附則、(施行期日)第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中村税条例第28条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の6の2第1項及び第7条の4第3項の改正規定並びに同条例附則第22条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定、令和5年1月1日。

第2号、第1条中村税条例第26条第4項及び第6項、第26条の9第1項及び第2項、第28条の2第1項ただし書き及び第2項並びに第28条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第13条の3第2項、第13条の2第4項並びに第13条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条村税条例附則第2条第4項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定、令和6年1月1日。

第3号、第1条中村税条例第1条の4第1項の改正規定、同条例第52条の2、第1項の改正規定及び同条例第52条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日。

(納税証明に関する経過措置) 第2条、前条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第11条の4第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用します。

(村民税に関する経過措置) 第3条、第1条の規定による改正後の村税条例第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払いを受けるべき第1条の規定による改正前の村税条例第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書について、なお従前の例による。

第2項、新条例第28条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する新条例第36の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行前の支払いを受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28号3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

第3項、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税についてはなお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置) 第4条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設及び設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

第4項、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第52条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書の交付について適用する。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号から議案第39号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第8、議案第35号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第39号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第35号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,397万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,171万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和4年6月20日

提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正の説明を省略させていただき、5ページを御覧いただきたいと思いをします。

第2表 地方債、地方債補正。

変更点のみ読み上げさせていただきます。

起債の目的、公共事業等、限度額3,420万円を、これにつきまして330万円を追加し、3,750万円に引き上げます。

過疎対策事業、限度額6,160万円に2,740万円を追加し、8,900万円に引き上げます。

7ページからの事項別明細書を省略させていただき、9ページを御覧いただきたいと思いをします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は4,100万6,000円の追加でございます。普通交付税を追加しまして、収支のバランスを取るものでございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は250万4,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種対策費国庫負担金で、4回目接種費用の負担金でございます。

2項3目民生費国庫補助金、補正額は253万の追加でございます。3節の保健福祉費補助金では、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金のほうで79万2,000円の追加、障害者自立支援給付審査支払等システム改修費補助金は3万9,000円の追加、5節の児童福祉費総務費補助金では、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業費補助金が120万円の追加です。その事務費のほうで49万9,000円の追加で、全て内示によるものでございます。

4目衛生費国庫補助金につきましては、99万3,000円の追加ということで、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業補助金で、内示によるものでございます。

8目土木費国庫補助金については、264万円の追加でございます。防災安全交付金につきましては、2,290万7,000円の減額、次のページの交通安全対策（通学路緊急対策）補助金につきましては、2,554万7,000円の追加ということで、事業の組み換えに伴う増減でございます。

14款2項3目民生費県補助金につきましては5万7,000円の追加でございます。精神障害者小規模作業所等交通費助成事業補助金の内示によるものでございます。

6目農林水産業費県補助金につきましては、200万2,000円の追加でございます。1節農業費補助金では、農地利用最適化交付金で27万6,000円、農業委員会費の補助金で52万6,000円につきましては内示によるものでございます。2節の林業費補助金につきましては、岐阜県林業就業移住支援事業補助金の内示でありまして、120万円の追加でございます。

19款4項4目雑入につきましては、補正額173万9,000円の追加でございます。消防団員の退職報償金52万8,000円につきましては2人分の費用でございます。農業者年金取扱手数料につきましては8万1,000円の追加、日照木等用材林代につきましては50万円の追加、総合賠償保険につきましては1件で38万2,000円の追加でございます。聞き書き甲子園地域成果発表会補助金につきましては、実行委員会からの補助金でございます。20万円の追加でございます。神土サロン用地賃借料負

担金については1万8,000円の追加、はなのき会館前屋外トイレ最終清掃費負担金につきましては3万円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

20款1項6目農林水産業債につきましては590万円の追加でございます。過疎対策事業債で柏本農道修繕の費用でございます。

8目土木債につきましては2,460万円の追加でございます。3節の過疎対策事業債のほうで村道五葉神付線スクールバス停留所設置工事で720万円、村道外山下線他2路線舗装修繕工事のほうで1,410万円の追加でございます。4節の公共事業等債につきましては330万円の追加でございます。防災安全交付金事業のほうで2,010万円の減額、交通安全対策費の補助事業のほうで2,340万円の追加でございます。これにつきましては、工事の追加や事業組替えに伴う増加でございます。

歳入は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、給料や各種手当、共済費、社会保険料等の増減がたくさんあります。人事異動に伴います組替えや増減、それから期末手当支給率の引下げに伴います減額が主な理由でございますので、あらかじめ申し上げまして、この説明につきましては省略させていただきますのでお願いいたします。

では、12ページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目議会費につきましては5万1,000円の減額でございます。期末手当のほうで4万3,000円の減、職員共済組合の負担金で8,000円の減でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては117万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費では275万3,000円の減額でございます。会計年度任用職員の報酬が30万円の追加、給料で一般職員給で57万9,000円の追加、会計年度任用職員の給料で185万9,000円の減額、集落支援員の給料で5万4,000円の追加でございます。職員手当等では、扶養手当で31万8,000円の減額、期末手当の特別職で19万4,000円の減、一般職が39万8,000円の減、会計年度任用職員が41万9,000円の減、集落支援員が3万8,000円の減、再任用職員が3万5,000円の減、勤勉手当につきましては9万2,000円の追加でございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

通勤手当のほうは、一般職で2万4,000円の追加、会計年度任用職員のほうで2万4,000円の減でございます。住居手当は6万8,000円の追加、児童手当及び子ども手当のほうで18万円の減額、退職手当組合の負担金で特別職で179万3,000円の追加、一般職で154万2,000円の減額、会計年度任用職員で4万円の追加でございます。職員共済組合負担金につきましては、特別職で1万4,000円の減、一般職で31万2,000円の減、臨時職員等の社会保険料が32万円の減でございます。補償補填及び賠償金のほうで事故による損害賠償金ということで38万3,000円が予算化されております。日向のほうの村道で石積みの石が落ちまして、車に当たったことで修理が必要になったため、費用を補

正するものです。これにつきましては、損害賠償保険38万2,000円を財源充当としております。自治会等運営支援事業につきましては132万8,000円の追加でございます。公の施設等の修繕補助金ということで、伝承の館と大沢集会所の床修繕を行う費用を今回補助するものでございます。10分の10補助でございます。公共交通事業につきましては、負担金で白川・東白川地域公共交通活性化協議会の負担金の追加ということで、こちらの協議会のほうで地域公共交通計画を策定する必要がありますので、そのアンケートを行う費用を今回追加して負担するものでございます。

2目文書広報費は2万1,000円の減額でございます。情報発信事業で会計年度任用職員の期末手当の減額でございます。

6目企画費につきましては20万円の追加でございます。官民協働のむらづくり体制構築事業で、まず上記で聞き書き甲子園の高校生の費用弁償で17万2,000円、聞き書き甲子園の交流会の賄いとして2万8,000円の追加でございます。こちらのほうにつきましては、高校生の方が村内の名人の方からいろいろ伝承事業等を聞き取って、それを書き伝えていくというような事業を行わせていただいたわけですが、コロナ禍ということで、実際に名人の方が7人いらっしゃいますけれども、その方とは会って話をすることができずに、全部リモートでやったということで、現在コロナのほう落ち着いておりますので、初めて名人と面談していろんな話を使って後世に伝えていこうというような事業でございます。財源につきましては、こちらの実行委員会のほうから20万円をいただきますので、こちらを財源としております。

10目地域情報化事業費につきましては、58万7,000円の追加でございます。CATV一般管理費のほうは2万6,000円の減額ということで、会計年度任用職員の期末手当が2万4,000円の減、職員共済組合の負担金が2,000円の減額でございます。CATV番組等制作運営費につきましては14万6,000円の減額でございます。会計年度任用職員の給料で58万2,000円の減、職員手当等で会計年度任用職員の期末手当27万5,000円の減、住居手当のほうで7万7,000円の減、職員共済組合負担金のほうで4,000円の減、備品購入費でビデオカメラ79万2,000円がありますが、こちらのほうは10年間カメラを使ってまいりまして、経年劣化しまして不具合が発生しておりますので、今回更新をお願いするものでございます。CATV機器管理運営費につきましては、工事請負費で75万9,000円の追加をお願いするものでございます。グラウンド下の三差路のほうでルート変更に伴います移転工事を行うための費用の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては211万1,000円の追加でございます。説明欄をお願いします。新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては19万8,000円の追加で、会計年度任用職員の報酬で14万3,000円の追加、同じように期末手当のほうで5万5,000円の追加でございます。感染症拡大防止協力金事業では191万3,000円の追加でございます。負担金で第9弾の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の負担金のほうが40万5,000円、第10弾で15万8,000円の追加、補助金としまして、村単の協力金の補助事業につきましては、1事業所で45日分の135万円の財源の追加でございます。こちらのほうは県の第9弾の費用で、第10弾のときには、県の負担金

の事業にこちらの事業所も入りましたので、第9弾のときの事業で45日分の費用でございます。

2項1目税務総務費につきましては344万4,000円の減額でございます。税務総務費のほうで職員の給料で122万6,000円の減額、職員手当等、扶養手当で31万8,000円減、期末手当のほうで64万円の減、勤勉手当が35万円の減、通勤手当が6万8,000円の減、児童手当及び子ども手当のほうで24万円の減、職員共済組合負担金のほうで60万2,000円の減でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては4万8,000円の減でございます。職員手当等で期末手当3万9,000円の減、職員共済組合の負担金で9,000円の減でございます。

2目住民情報処理費につきましては、18万3,000円の追加でございます。委託料で住基ネット耐タンパー装置導入委託料の額の確定によりまして、18万3,000円追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目住民福祉費につきましては288万2,000円の減額でございます。住民福祉費一般のほうでは283万6,000円の減ということで、会計年度任用職員の報酬につきましては127万2,000円の減額でございます。1人の減でございます。

給料につきましては一般職員給で29万6,000円の減額、職員手当では期末手当の一般職で36万8,000円の減、会計年度任用職員が27万1,000円の減、勤勉手当で17万7,000円の減、通勤手当が5万3,000円の追加、住居手当で8万4,000円の減、職員共済組合負担金で35万2,000円の減になります。旅費のほうで会計年度任用職員の通勤分につきましては6万9,000円の減でございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては、4万6,000円の減ということで法定内繰出の減額でございます。

3目保健福祉費につきましては996万6,000円の追加でございます。保健福祉総務費、保健福祉費一般のほうで898万4,000円の追加でございます。一般職員給で537万7,000円の追加、職員手当等で扶養手当が36万円の減額、期末手当が81万9,000円の追加、一般職のほうでは85万4,000円、再任用職員は3万5,000円の減になります。勤勉手当で89万6,000円の追加、通勤手当が17万4,000円の追加、住居手当が22万8,000円の追加、職員共済組合負担金のほうで185万円の追加でございます。

障がい者福祉一般では19万円の追加でございます。委託料で、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料で7万7,000円の増、補助金のほうで精神障害者小規模作業所等交通費助成金で、対象者の方が1名ありますので、11万3,000円の追加をお願いするものでございます。この事業につきましては、国からの交付金、補助金3万9,000円と県からの補助金5万7,000円の財源充当を行います。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、79万2,000円の追加でございます。委託料でシステム対応の委託料の追加でございます。国からの支出金79万2,000円を財源充当しております。

4目老人福祉費につきましては60万円の追加でございます。高齢者等外出支援事業につきましては14万円の追加で、会計年度任用職員の期末手当でございます。

地域包括支援センター運営事業につきましては44万8,000円の追加でございます。会計年度任用

職員の給料で27万1,000円の追加、期末手当で会計年度任用職員の期末手当9,000円の減額、次のページをお願いいたします。職員共済組合の負担金が5,000円の追加。負担金などでケアプランシステム負担金ということで18万1,000円の追加をお願いするものにつきましては、社会福祉協議会のほうに支払う負担金でございます。神土交流サロン運営事業につきましては、土地借上料1万2,000円の追加でございます。負担金のほうで1万8,000円の財源充当をしております。

2項1目児童福祉総務費につきましては182万5,000円の追加でございます。子育て支援総合推進事業につきましては3,000円の追加ということで、需用費で書籍等購入費とありますけれども、支援員ほうの資格テキストの購入費用を追加するものでございます。子育て世帯等臨時特例給付金事業につきましては3,000円の追加ということで、事務費の給付費の返還金の予算計上でございます。子育て支援室の運営事業につきましては38万5,000円の減額でございます。会計年度任用職員の報酬で22万5,000円の減、職員給料のほうで244万5,000円の減、会計年度任用職員給料で251万3,000円の追加、職員手当等では、期末手当で一般職員が39万4,000円の減、会計年度任用職員が46万9,000円の増、勤勉手当が25万円の減、通勤手当のほうで一般職のほうで5万円の減、会計年度任用職員が1万8,000円の追加、職員共済組合の負担金のほうが3万6,000円の減額、報償費のほうで講師等の謝礼を1万5,000円追加させていただくものでございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、220万4,000円の追加でございます。役務費の郵便料のほうで5,000円の追加、委託料のほうで特別給付金のシステム対応の委託料で49万5,000円の追加、補助金のほうで低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金120万円の追加、償還金、利子及び割引料のほうで前年度の給付金の返還金50万4,000円、事業費のほうで50万円と事務費で4,000円の内訳でございます。返還金を予算化させていただくものでございます。ちなみに補助金のほうで120万円ですけれども、対象者を24人と見込み5万円を支給する事業でございます。この事業につきましては、国からの事務費を含めた支出金としまして169万9,000円の財源充当を行います。

2目認可保育所費につきましては15万2,000円の追加でございます。みつば保育園運営費で会計年度任用職員の報酬で9万1,000円の減、給料のほうは次のページを御覧いただきたいと思います。一般職給で242万4,000円の追加、会計年度任用職員の給料で251万2,000円の減額、再任用給料で33万2,000円の減額でございます。職員手当等で扶養手当が7万8,000円の追加、期末手当につきましては一般職のほうで59万3,000円の追加、会計年度任用職員のほうが64万2,000円の減額、再任用職員が6万9,000円の減でございます。勤勉手当につきましては、一般職につきまして49万4,000円の追加、再任用職員が2万5,000円の減額になります。通勤手当が一般職のほうで5万円の追加、会計年度任用職員が2万4,000円の減額でございます。職員共済組合の負担金のほうは4万8,000円の減額になります。需用費で施設修繕料25万6,000円がありますが、みつば保育園のほうの落ち葉の集積場所を整備する費用と、ガスの回転釜が故障しましたので取り替える費用でございます。予算計上してございます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては17万7,000円の減額でございます。保健衛生総務費

一般で一般職給で5万7,000円の減額、次のページをお願いします。職員手当で一般職の期末手当2万9,000円の追加、会計年度任用職員が1万5,000円の減額、勤勉手当12万7,000円の追加、通勤手当で2万4,000円の減額、職員共済組合負担金が23万7,000円の減額でございます。

2目予防費につきましては447万7,000円の追加でございます。予防接種事業につきましては97万7,000円の追加ということで、補助金の予防接種等助成金でございます。本日一般質問していただきました子宮頸がんワクチンの接種の助成ということで3回で20人分の費用を予算化しております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては350万円の追加でございます。需要費の事業用消耗品で1万円の追加、印刷製本費につきましては、説明書や封筒の印刷費で13万8,000円の追加、郵便料が24万7,000円の追加、委託料のほうでワクチンの4回目以降の接種対応のシステム改修委託料のほうで45万6,000円の追加、会場運営委託料14万4,000円につきましては、社会福祉協議会の支払い部分でございます。負担金、補助金交付金のほうで4回目のワクチン接種の負担金につきまして1,100人分で250万5,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源としましては、国からの負担金250万4,000円と国からの補助金99万3,000円の財源充当を行っております。

次のページをお願いいたします。

5目環境対策費1,035万7,000円の追加でございます。環境総務費で職員の期末手当で6万8,000円の減額、共済組合負担金のほうで6,000円の減額、繰出金で簡易水道の特別会計繰出金（運営費分）ですが、1,043万1,000円の追加でございます。内容につきましては、特別会計のほうで御説明させていただきます。

6款1項1目農業委員会費につきましては86万3,000円の追加でございます。農業委員会活動費のほうで76万4,000円の追加ということで、職員の期末手当のほうで3万2,000円の減額、共済組合負担金のほうで8,000円の減額、需用費のほうですけれども、その他消耗品5万3,000円が上がっておりますけれども、後ほど備品購入費で出てきますが、農業委員会用のタブレットを17台購入していますので、そのタブレットのカバー17台分の費用でございます。役務費につきましては電話料・回線利用料につきまして22万4,000円の追加、それから備品購入費でタブレットのほうで52万7,000円の追加というふうになっております。17台分の費用でございます。これにつきましては、県からの補助金80万2,000円の財源充当を行っております。

次のページをお願いいたします。

農業者年金管理事業につきましては9万9,000円の追加ということで、書籍購入費でパンフレットを購入する費用でございます。これにつきましては、農業者年金の取扱手数料8万1,000円を財源充当しております。

2目農業総務費につきましては42万9,000円の減額でございます。農業総務費のほうで職員手当てで扶養手当で18万円の減、期末手当の一般職のほうで19万7,000円の減、会計年度任用職員が1万7,000円の減、住居手当が1万8,000円の減、職員共済組合負担金のほうで1万7,000円の減でございます。

3目農業振興費につきましては98万5,000円の追加でございます。茶業振興対策費のほうで農村施設整備の補助金ということで、防霜ファンの設置を3か所行う費用でございます。98万5,000円になります。

4目農業構造改善事業費につきましては29万2,000円の追加でございます。施設修繕料で道の駅の事務所の浄化槽の修繕を行う費用でございます。

5目山村振興事業費につきましては23万7,000円の追加でございます。こちらも施設修繕料で、魚の宿の床の修繕を行う費用でございます。

次のページをお願いいたします。

7目農地費、補正額は1,097万2,000円の追加でございます。農地総務費のほうで会計年度任用職員の期末手当で2万5,000円の減、職員共済組合負担金で3,000円の減、工事請負費で道路修繕工事600万円につきましては柏本農道の費用でございます。農地・農業用施設維持管理工事の300万円につきましては、日向の残土置場の費用でございます。農業用施設小規模修繕等単価契約工事につきましては200万円の追加でございます。これらの費用につきまして過疎債590万円を財源充当しております。

2項1目林業総務費につきましては234万2,000円の減額でございます。林業総務費で、一般職員給で73万1,000円の減額、職員手当で扶養手当が24万円の減、期末手当で31万4,000円の減、勤勉手当が13万円の減、通勤手当で26万9,000円の減、住居手当が15万円の減、職員共済組合負担金で50万8,000円の減でございます。

2目林業振興費につきましては233万5,000円の追加でございます。有害鳥獣捕獲事業につきましては12万5,000円の追加ということで、鳥獣被害対策実施隊員の助成金ということで、隊員が1名増えましたので、その費用でございます。村有林管理事業につきましては22万2,000円の追加でございます。会計年度任用職員の報酬209万8,000円の減額、給料のほうで241万1,000円の追加がありますけれども、こちらはパートからフルタイムに職員が変わったことによる増減でございます。期末手当のほうは、会計年度任用職員で9万1,000円の減額になります。林業活性化担い手育成事業につきましては198万8,000円の追加でございます。役務費のルームクリーニング手数料につきましては2万8,000円の追加で、ウッドハイクの退去に伴います室内のクリーニング費用でございます。補助金のほうで林業活性化担い手育成補助金につきましては36万円の追加ということで、1名増によるものでございます。岐阜県林業就業移住支援事業補助金につきましては160万円の追加ということで、世帯で1組、単身でお一人の費用を予算化するものでございます。これらの費用につきまして、県補助金120万円の財源充当を行っております。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目商工振興費につきましては59万3,000円の減額でございます。商工振興費一般のほうで一般職員給で291万2,000円の減、会計年度任用職員の給料で192万2,000円の追加、手当では扶養手当で39万6,000円の追加、期末手当の一般職で89万1,000円の減額、会計年度任用職員が38万5,000円の追加、勤勉手当48万8,000円の減額、通勤手当の一般職で30万3,000円の追加、会計年度

任用職員で2万4,000円の追加、住居手当のほうで22万3,000円の追加、児童手当及び子ども手当が24万円の追加、職員共済組合負担金のほうで22万7,000円の減額、会計年度任用職員は43万2,000円の追加でございます。

2目地域づくり推進費は295万7,000円の追加でございます。東白川つながるナビ事業では270万円の追加ということで、定住促進補助金の追加でございます。浄化槽のほうで3件増えておりますし、IUターン奨励の補助金で4件増というような内訳でございます。観光振興事業につきましては40万9,000円の追加でございます。会計年度任用職員の報酬で30万円、印刷製本費で10万9,000円であります。こちらの印刷につきましては、陰地の今井和瑚さんがつくりました旅心というパンフレットの印刷費用でございます。次のページをお願いいたします。こもれびの里総合管理事業につきましては3万1,000円の追加でございます。はなのき会館前屋外トイレ最終清掃費の手数料で、特定財源としまして負担金3万円を財源充当しております。地域おこし協力隊事業につきましては14万円の減額でございます。期末手当19万1,000円の減、通勤手当5万4,000円の追加、職員共済組合の負担金が3,000円の減ということで、これは隊員の交代に伴うものでございます。集落支援員事業につきましては、期末手当につきまして4万2,000円の減、職員共済組合の負担金で1,000円の減でございます。

8款1項1目土木総務費につきましては182万7,000円の追加でございます。土木総務費一般では、72万7,000円の追加でございます。職員の一般職で46万1,000円の追加、次のページをお願いいたします。職員手当等で扶養手当で19万8,000円の追加、期末手当で7万3,000円の追加、勤勉手当で13万4,000円の追加、通勤手当のほうで17万4,000円の減額、住居手当で25万2,000円の減額、児童手当及び子ども手当が18万円の追加、職員共済組合負担金のほうで10万7,000円の追加でございます。官民協働の地域づくり支援事業につきましては、補助金で官民協働の事業補助金のほうで、中通の農村公園のゲートボール場の整備につきまして補助を行うものでございます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては3,882万7,000円の追加でございます。道路橋梁維持事業では3,242万7,000円の追加ということで、工事請負費で村道維持修繕工事につきましては2,810万円でございます。内容につきましては、五葉神付線のスクールバス停の工事で730万円、外山下線ほかの2路線の舗装のほうで1,120万円、栃山の村有地のほうで360万円、村道の点々舗装で300万といった内訳でございます。小規模修繕等単価契約工事200万円の内訳がそれになります。公有財産購入費につきましては32万7,000円の追加ということで、栃山地内にあります土地開発基金で購入した土地につきまして、基金からの買戻しを行うものでございます。日照支障木の補償費のほう200万円の追加でございます。財源としまして、2,130万円の過疎債と日照木の支障木の用木代50万円の財源充当を行っております。続いて、防災安全交付金事業につきましては、4,830万円の減額でございます。委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金のほうで全て事業費組替えによります減額でございます。あわせまして、防災安全交付金のほうで2,290万7,000円の減額、公共事業等債で2,010万円の減額の財源補正を行っております。交通安全対策（通学路緊急対策）事業5,470万円につきましては、こちらは組替え事業になります。委託料のほうで上親田線落石対策調査設計委託料

1,530万円、それから工事請負費で木屋下線道路改良工事3,000万円、1つ飛んで補償補填及び賠償金のほうで木屋下線の支障移転に伴います水道管の工事補償費300万円につきましては、防災交付金からの組替え事業となります。工事請負費の2番目の魚戸線ほか2路線歩道カラー舗装工事につきましては640万円が追加工事になっています。あわせまして、国からの補助金2,554万7,000円と公共事業等債2,340万円を財源としております。

4項1目河川砂防費につきましては2万8,000円の追加でございます。次のページをお願いいたします。公有財産購入費ということで上小林の急傾斜地の崩落対策事業用の用地購入する平地区で用地を購入するものでございます。

9款1項1目非常備消防費につきましては61万2,000円の追加でございます。負担金のほうで消防団員の退団職員が2名追加で増えましたので61万2,000円を追加するものでございます。

○議長（桂川一喜君）

総務課長、すみません。ここで暫時休憩にしたいと思います。

ここで暫時休憩にします。会議の再開は、午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き、令和4年度東白川村一般会計補正予算の提案理由の説明、一般会計31ページ10款教育費の説明の続きからお願いします。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

31ページの10款教育費からお願いします。

10款1項2目事務局費、補正額は108万5,000円の追加でございます。教育委員会事務局費で、教育長及び一般職給で6万9,000円の追加、職員手当等で扶養手当が42万円の追加、期末手当の一般職が23万4,000円の減額、会計年度任用職員が5万4,000円の減額、勤勉手当が7万2,000円の追加、通勤手当が36万5,000円の追加、住居手当のほうで28万2,000円の減額でございます。職員共済組合負担金につきましては22万9,000円の追加でございます。委託料のほうで、義務教育学校の基本計画検討業務委託料として50万円をお願いするものでございます。

2項1目学校管理費につきましては78万9,000円の追加でございます。小学校管理費一般で会計年度任用職員の期末手当で2万4,000円の減、職員共済組合負担金で3,000円の減でございます。小学校施設当繕費では、修繕料で校舎側の扉の修繕工事ということで、正門の扉の修繕を行うものでございます。補正額は16万1,000円の追加でございます。工事請負費70万円につきましては、小学校の児童玄関の修繕工事ということで、現在玄関のタイルが割れておりますので、タイルを取ってモルタル仕上げにするような工事でございます。スクールバス管理費のほうでは4万5,000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。会計年度任用職員の期末手当の減額でござい

す。

2目教育振興費では52万6,000円の追加でございます。小学校教育振興費一般で、会計年度職員の報酬で8万4,000円の追加、会計年度任用職員の期末手当が12万2,000円の減額、役務費のほうで手数料でタブレット設定手数料36万8,000円の追加につきましては、予算のほうで設定費用を低く見積もっていたため、今回追加をお願いするものでございます。使用料及び賃借料につきましては、学習ドリルのアプリケーションのライセンス料としまして19万6,000円の追加でございます。これにつきましては、ライセンス料が台数分必要だったことと、支援費用が月額だったということで、今回追加をお願いするものでございます。

3項1目学校管理費につきましては2万5,000円の減額でございます。中学校管理費一般で会計年度任用職員の期末手当で2万3,000円の減、職員共済組合負担金で2,000円の減でございます。次のページをお願いします。中学校教育振興費一般では77万6,000円の追加でございます。役務費につきましては、タブレットの電話・通信回線使用料で11万8,000円につきましては、3人分増えたことによりまして追加でございます。手数料のタブレット設定手数料25万7,000円の追加につきましては、小学校と同じでございます。使用料及び賃借料では、バス借上料で22万9,000円の追加につきましては、3年生の日間賀島研修のバス代を支出するものでございます。1つ飛んで保険料が5,000円追加になってはいますが、これも3年生の研修費用の追加でございます。真ん中の学習ドリルアプリケーションライセンス料につきましては、16万7,000円の追加は小学校と内容が一緒でございます。

4項1目社会教育総務費につきましては、67万2,000円の追加をお願いするものでございます。社会教育費一般では、補助金で歌舞伎保存会補助金61万円を追加するものでございます。文化財保護事業では、委託料としまして、はなのき自生地松枯れ除去委託料としまして6万2,000円の追加でございます。

2目公民館費につきましては、91万2,000円の追加でございます。はなのき会館の管理費のほうで、浄化槽の部品の修繕工事ということで、故障しています泥水ポンプとブローを交換する費用でございます。91万2,000円の追加でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第36号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億405万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月20日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算と5ページからの事項別明細書を省略させていただきます、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額4万6,000円の減額になります。説明欄を御覧いただきまして、職員1名の給与等の繰入金としまして減額するものでございます。

次に8ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額4万6,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、一般管理費の職員手当の期末手当で3万9,000円の減額、退職手当組合の負担金で2,000円の減額、共済組合負担金で5,000円の減額でございます。

国民健康保険特別会計は以上になります。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第37号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,296万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億126万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月20日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページ的事项別明細書を省略させていただきます。

7ページの歳入からお願いします。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額1,043万1,000円。説明欄を御覧ください。一般会計の繰入金の運営費分となっています。

6款1項1目村債、補正額170万円。説明欄を御覧ください。簡易水道事業債となっております。

8款1項1目簡易水道施設整備補助金、補正額83万6,000円。説明欄を御覧ください。簡易水道施設整備補助金となっております。

8ページ、歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額3万円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費の職員手当となっております。

2目使用料徴収費、補正額51万7,000円。説明欄を御覧ください。使用料徴収費のうち職員手当等で2万4,000円の減、共済費で2,000円の減、委託料でシステム改修の委託料、情報センターシステムの改修費が計上されております。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額394万4,000円。説明欄を御覧ください。単独事

業の委託料で水道管の布設替えの変更設計による委託料で63万3,000円の増。補助事業で簡易水道の機器更新によります工事費が331万1,000円の増となっております。

9ページをお願いします。

3款1項1目施設維持管理費、補正額853万6,000円。説明欄を御覧ください。工事請負費の修繕工事となっております。これは、越原の桁山橋の水管橋が破損しておりますので、水管橋の修繕工事費となっております。簡易水道は以上です。

続きまして、議案第38号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,712万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月20日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページからお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額7万1,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金を減額するものです。

8ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額7万1,000円の減。説明欄を御覧ください。職員の手当、共済費の減額をするものです。以上です。

○議長（桂川一喜君）

国保診療所事務長 安江輝彦君。

○診療所事務長（安江輝彦君）

議案第39号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,981万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月20日提出、東白川村長。

2ページ、3ページと5ページ、6ページの歳入歳出の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1款2項1目老健収益、補正額34万2,000円。内容は、介護職員の職務改善手当分として、診療報酬に上乘せされるものです。

次に、6款1項1目繰越金、補正額112万8,000円の減額。前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るための補正でございます。

続いて次ページ、3. 歳出。

1 款 1 項総務費、1 目一般管理費、補正額34万6,000円。総務一般管理事業で、一般職員給の18万2,000円の増、それから職員手当等で期末手当、一般職、再任用職員をそれぞれ減額、勤勉手当24万9,000円の増、退職手当組合負担金で2万7,000円の増、共済費で1万7,000円の増、共済組合負担金、臨時職員等社会保険料の増額でございます。

ここまでは期末手当の減、再算定に伴います補正です。

続いて、その下の需用費につきましては、管理用消耗品としまして、キャビネット、ロッカー等の地震時の転倒防止対策としてストッパーを購入するもので7万6,000円の追加。負担金、補助金及び交付金3万円につきましては、研修等負担金です。

続いて、2 款 1 項医業費、1 目一般管理費、医業一般管理事業の報酬、会計年度任用職員報酬で2万6,000円の減、めくっていただきまして、給料、一般職員給、それから会計年度任用職員給の増でございます。職員手当等で90万6,000円の減、扶養手当12万円の減、期末手当105万2,000円、内訳は一般職、会計年度任用職員、再任用職員の減とそれぞれの減でございます。勤勉手当で2万1,000円の減、通勤手当、一般職で2万2,000円の増、退職手当組合負担金1,000円、特殊勤務手当で26万4,000円の増、それから共済費で8万1,000円の減となっております。いずれも単価の減額や期末手当の減額、再算定に伴います補正でございます。

国保診療所特別会計につきましては以上です。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の23ページと24ページにまたいでおりますが、農業委員会用タブレット購入費ということで、財源があることは非常にありがたいので、その点ではないんですが、今いろいろな会議であったり、議会であったり、タブレット導入が叫ばれておる中、農業委員会さんの手元にタブレットがあつて、どんなことに利用されるのかという点についてお尋ねをします。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

農業委員会タブレットにつきましては、今現在、農地地図システムというのがありますけど、それがタブレット上に載るイメージをまず持っていただきたい。どうやって使うかという、農地の出し手、受け手の意向を農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんが把握をして、その農地地図システムに落とし込んでいくという、そういった形をイメージしております。

また、将来的には、今の遊休農地の利用条件調査のほかに、日々農業委員さんが活動をしていた

だいておりますけど、活動記録についても利用できるようになる想定でございます。

このタブレットにつきましては、農業委員さんが日々活動をされますので、無償貸与という形を取らせていただきたいと思います。以上です。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第39号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第39号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第13、議案第40号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

議案第40号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和4年6月20日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所。名称、情報セキュリティー強化対策機器。数量、一式。設置場所、東白川村神土548番地。2. 取得の目的、情報セキュリティー強化対策機器の経年劣化による機器更新のため取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、2,638万9,000円。5. 購入先、株式会社インフォファーム。

少し説明を付け加えさせていただきます。

情報セキュリティー強化対策機器につきましては、平成28年度に整備を行っております。それから5年が経過し、メーカーの保証期間も5年を過ぎましたので、今回更新のため取得することにさせていただきました。既に他市町村では5年目に更新した自治体もあると聞いておりますが、本村では納品予定が来年の3月頃のため、現行機器は実質6年間使用する状況となります。以上で終了という形でございます。

なお、機器の内容につきましては、インターネットでマイナンバー系の業務を通常業務と分離して安全に使用するため、サーバーやネットワーク機器を更新する、そういった内容としております。以上です。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（桂川一喜君）

日程第14、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 桂川一喜様。閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1. 会期及び会期延長の取扱いについて。 2. 会期中における会議日程について。 3. 議事日程

について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。令和4年6月20日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（桂川一喜君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会における議決事項について、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（桂川一喜君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員